

## 規程第 17 号

### 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 経理規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）の会計処理に関する基準を定め、経営の効率性と透明性の確保を図り、その健全なる運営に資することを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2 条 この規程に定める会計基準は、機構に適用される一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、この基準に定めのない会計事項については、法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

#### (一般原則)

第 3 条 機構は、次に掲げる原則に従って、会計の処理を行い、財務諸表等を作成しなければならない。

##### (1) 真実性の原則

機構の会計は、機構の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

##### (2) 正規の簿記の原則

機構の会計は、すべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

##### (3) 明瞭性の原則

機構の会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。

##### (4) 重要性の原則

機構の会計は、原則として、記録、計算、表示について正確な処理を行い、利害関係者の判断を誤らせないようにしなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な方法によらないで他の簡便な方法によることも認められる。

##### (5) 継続性の原則

機構の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

##### (6) 保守主義の原則

機構の会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならない。なお、過度に保守的な会計処理を行うことにより、機構の財政状態及び運営状況の真実な報告を歪めてはならない。

(事業年度)

第4条 事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

(会計区分)

第5条 機構の会計は、法令の要請等により必要と認められた場合には会計区分する。

(財務諸表の構成)

第6条 機構は、決算時に次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表及び貸借対照表内訳表
- (2) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表
- (3) キャッシュ・フロー計算書
- (4) 財務諸表に対する注記
- (5) 附属明細書
- (6) 財産目録

2 財務諸表は、利害関係者に会計情報を開示するものでなければならない。財務諸表は複雑なものとならないように留意し、詳細な情報は、財務諸表に対する注記及び附属明細書によって開示するものとする。

3 財務諸表の記載様式及び方法は、原則として、別に定める財務諸表標準様式及び勘定科目分類基準によるものとする。

(財務諸表の注記)

第7条 財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法で、次に掲げる事項は、注記しなければならない。

- (1) 重要な会計方針に関する注記
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 資産の評価基準及び評価方法
  - ③ 固定資産の減価償却の方法
  - ④ 引当金の計上基準
  - ⑤ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
  - ⑥ 消費税等の会計処理
- (2) 重要な会計方針の変更
- (3) 寄付金、補助金等に関する事項
- (4) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (5) 資産の評価に関する事項
  - ① 販売用資産の評価損に関する事項
  - ② 事業資産の減損損失に関する事項
  - ③ 森林資産情報に関する事項
- (6) リース取引に関する事項

- (7) 担保に供している資産
- (8) 関連当事者との取引の内容（注 27）
- (9) 重要な後発事象
- (10) 継続事業の前提に関する注記
- (11) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（森林資産の計上基準）

第 8 条 森林資産は、固定資産に属するものとする。その貸借対照表価額は、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得原価とし、その取得原価を基礎に計上しなければならない。

2 森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする。販売用森林資産は、期末における時価が取得原価よりも下落している場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。この場合において、取得原価と時価との差額は当期の経常外費用として処理する。

（森林資産の減損処理）

第 9 条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

- (1) 森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりその回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。
- (2) 森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあつては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する。

2 減損処理に伴う減損額は、当期の減損損失として、一般正味財産増減の部の経常外費用に計上する。ただし、当該減損額に重要性が乏しいと認められる場合にはこの限りでない。

3 減損処理を行った森林資産の貸借対照表における表示は、原則として、取得原価から減損損失累計額を控除する形式で表示する。

（森林資産情報の注記）

第 10 条 森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して現時点における回収能力見込額等の情報を事業運営の重要な情報として注記するものとする。なお、注記事項には、森林資産の有する公益的機能である「サービス提供能力」の評価を利害関係者への有用な情報として提供するものとする。

- (1) 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

- (2) 森林資産とその公益的機能評価額
- (3) 経営改善策等の情報

(全国の会計基準)

第 11 条 機構の会計処理は、前三条に掲げる森林資産の固有の会計処理を行うほか、全国森林整備協会による平成 23 年 3 月 17 日制定（平成 24 年 3 月 22 日改訂（い）林業会計基準策定委員会）の会計基準（以下「全国公社会計基準」という。）に基づき処理する。

(財務諸表標準様式等)

第 12 条 財務諸表の標準様式、附属明細書標準様式、財産目録標準様式及び勘定科目分類基準は全国公社会計基準に準拠する。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長又は専務理事が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 条)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程の改定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。